

2012.2.1

労災リスク・インフォメーション <第4号>

「労働安全衛生マネジメントシステムについて」

1. はじめに

近年、安全衛生管理手法として、労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）が注目されていますが、その背景として次のような点が挙げられます。

- ・わが国の労働災害の減少率が鈍化傾向にあること
- ・現場における安全衛生活動が担当者任せになっている、災害発生後の事後対策を中心とする活動になっている等、安全管理に行き詰まり感があること
- ・熟練社員の退職により、ノウハウが継承されず安全管理を担う人材不足が危惧されていること
- ・産業の高度化などに伴い多様化するリスクに十分対応できないこと

このような状況の中、厚生労働省は平成11年にOSHMSの導入と普及に向け「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」を公表しました（本指針は、平成17年の改正労働安全衛生法によるリスクアセスメントの努力義務化に伴い、平成18年に一部改正）。

本稿では、OSHMSについて、導入状況、効果、特徴、構築時の考え方などをご紹介します。

2. 労働安全衛生マネジメントシステムの導入状況

厚生労働省から発表された「平成22年労働安全衛生基本調査」結果によると、OSHMSを導入している事業所は約7%となっており、5年前（平成17年）の前回調査時とほぼ同じ割合となっています。労働者数が1,000人以上の事業所においても、OSHMSの導入割合は約47%となっており、その普及は十分とは言えないのが現状です。また、事業所規模が小さくなるほど、導入率の低下傾向が見受けられます。図表1に「労働安全衛生マネジメントシステム導入の有無及び導入の予定別事業所割合」を参考に作成したものを示します。

労働安全衛生基本調査とは；

事業所の安全衛生管理や労働災害防止活動の実施、労働者の安全衛生意識などを把握することを目的として5年毎に実施している調査であり、常用労働者を10人以上雇用する約12,000事業所、当該事業所で雇用されている約19,000人を抽出して行っています。

図表1 OSHMSの導入率

（単位：％）

区 分		導入している (平成22年)	導入している (平成17年)	5年間の導入率 増加分
全事業所		7.0	7.3	-0.3
事業 所 規 模 別	1,000人以上	46.6	37.2	9.4
	500～999人	26.7	23.3	3.4
	300～499人	19.2	18.9	0.3
	100～299人	14.4	12.5	1.9
	50～99人	10.8	9.9	0.9
	30～49人	6.1	6.9	-0.8
	10～29人	6.0	6.4	-0.4

（厚生労働省からの公表資料を参考に作成）

なお、OSHMS導入予定のない事業所に対して、その理由を調査した回答として、「十分な知識を持った人材がいないため」が約 51%と最も多く、次いで「内容がわからないため」(約 38%)、「導入の手法がわからないため」(約 27%)が続いています(図表2参照)。

図表2 OSHMSを導入しない理由

(単位：%)

区 分		導入しない理由（複数回答）					
		十分な知識を持った人材がいない	内容がわからない	導入手法がわからない	導入費用がかかりすぎる	経営上のメリットがない	災害防止の効果が見込めない
全事業所		50.6	37.9	26.6	14.8	7.5	5.9
事業所規模別	1,000人以上	16.8	23.5	20.1	8.1	3.5	6.7
	500～999人	33.8	14.8	20.4	15.4	6.5	7.1
	300～499人	42.1	30.0	19.7	12.2	7.8	5.1
	100～299人	53.2	32.3	27.5	15.7	6.6	7.8
	50～99人	60.2	33.1	31.7	15.0	7.9	5.4
	30～49人	48.5	42.1	29.8	14.3	7.2	5.2
	10～29人	50.1	37.9	25.5	14.9	7.5	6.0

(厚生労働省からの公表資料を参考に作成)

3. 労働安全衛生マネジメントシステム導入の効果

平成22年労働安全衛生基本調査では、OSHMSの導入による効果も調査しており、その結果として公表された「労働安全衛生マネジメントシステム導入後の労働災害やヒヤリ・ハット体験の状況別事業所割合」を参考に作成したものを図表3に示します。OSHMSを導入している事業所において、導入の前後を比較すると、労働災害やヒヤリ・ハット体験が「減少した」と「ある程度減少した」事業所の割合は合わせて94%であり、事業所の規模にかかわらず、導入効果が高いことが伺えます。

図表3 OSHMS導入による効果

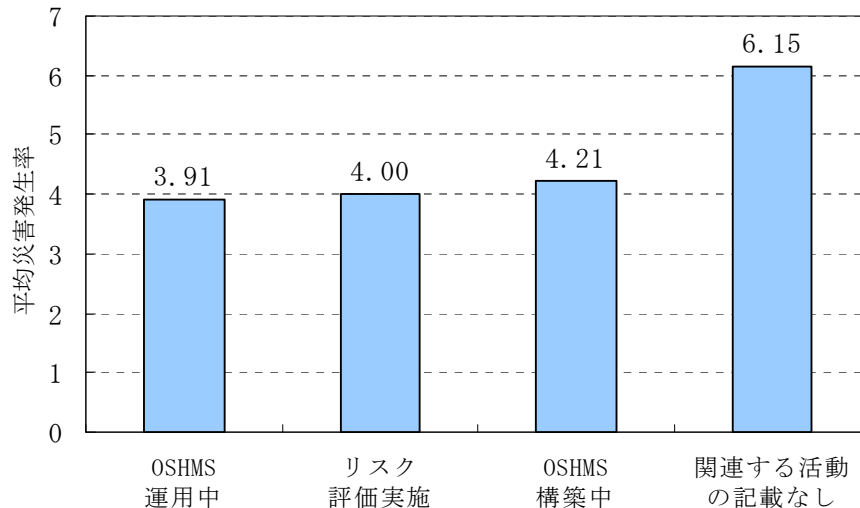
(単位：%)

区 分		労働災害やヒヤリ・ハット体験の状況		
		減少した	ある程度減少した	合 計
全事業所		39.5	54.5	94.0
事業所規模別	1,000人以上	26.1	50.9	77.0
	500～999人	29.7	60.2	89.9
	300～499人	27.6	65.4	93.0
	100～299人	25.5	66.5	92.0
	50～99人	37.2	54.1	91.3
	30～49人	40.6	48.5	89.1
	10～29人	42.5	53.6	96.1

(厚生労働省からの公表資料を参考に作成)

また、同じく厚生労働省が平成 16 年に発表した「大規模製造業事業場における安全管理に係る自主点検結果」によると、総括安全衛生管理者の見解において、OSHMS を運用中、構築中、あるいは設備・作業の危険要因のリスク評価を実施している事業場は、これらの取組みを実施していない事業場と比較して、災害発生率（年千率）が 3 割以上低くなっています（図表 4 参照）。

このように、OSHMS を導入したことにより、その効果が現れていると各種報告されています。



図表 4 OSHMSに関する活動の有無による災害発生率の比較

4. 労働安全衛生マネジメントシステム導入による法令上のメリット

OSHMS を導入することにより、前項に示した様々な効果に加えて、平成 18 年に施行された改正労働安全衛生法に伴い、以下の法令上のメリットが挙げられます。

労働基準監督署長が、次のすべての基準を満たすと認定した事業場については、機械等を設置する際に行う計画の届出義務が免除されます（労働安全衛生法第 88 条届出免除）。

- ①労働安全衛生規則第 87 条の措置（労働安全衛生マネジメントシステム）を適切に実施していること
- ②労働災害の発生率が、当該事業場の属する業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていると認められること
- ③申請の日前 1 年間に労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害（※）が発生していないこと

※その他の重大な労働災害とは、以下のとおりです。ただし、第三者に主たる原因があるもの及び地震による災害等予見不可能なものは含まれません。

- ・一度に 3 人以上の労働者に 4 日以上 の休業又は身体障害を伴った労働災害
- ・爆発、火災、破裂、有害物の大量漏洩等による労働災害であって、避難勧告又は避難指示を伴ったもの

5. 労働安全衛生マネジメントシステムの特徴

OSHMSの主な特徴として、次のようなものが挙げられます。

(1) 全社的な推進体制

OSHMSでは、事業場トップによる安全衛生方針の表明、役割、責任、権限を定めたシステム各級管理者の配置によるシステムの適正運用、事業者による定期的なシステムの見直しを求めています。OSHMSを適切かつ有効に実施・運用していくためには、安全衛生活動を経営の中に取り込み、トップの指揮のもと全社的に推進することが欠かせない要件となっています。

なお、平成 18 年に施行された改正労働安全衛生法では、総括安全衛生管理者の職務等について、OSHMSの内容である、安全衛生方針の表明、労働安全衛に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事項等が盛り込まれ、安全管理者や職長に対しても、OSHMSに関する教育が義務付けられるなど、法令上においても全社的な推進体制の充実が図られています。

(2) 危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメントの実施）

リスクアセスメントはOSHMSの中核をなすものであり、OSHMSが求めている安全衛生目標の設定、安全衛生計画の作成及び実施等の多くはリスクアセスメントに基づいて行われるものとなっています。建設物、設備、原材料、作業方法等の新規導入・変更の際やリスク状況に変化が生じた場合などには、危険性、有害性を調査し、労働者への危険や健康障害を防止するために必要な措置を講じることが必要です。

(3) PDCAサイクルの自律的システム

OSHMSは、事業場における安全衛生管理について、P（Plan：計画）－D（Do：実施）－C（Check：評価）－A（Act：改善）のいわゆる「PDCAサイクル」という一連の過程を定めて、自主的活動を継続して実施することを求めています。さらには、システム監査によりチェック機能を働かせることによって、OSHMSが効果的に運用され、事業場の安全衛生水準がスパイラル状に向上していくことが期待できます。

(4) 手順化、明文化および記録化

OSHMSでは、定められた役割、責任、権限のもと実施・運用していくことが求められています。そのためには、誰が、何を、いつまでに、どのようにしていくのか、関係者が互いに何をすべきかを理解するとともに、必要な情報を共有し協力していくことが必要となります。そのため、必要な事項、手順等について明文化し、記録することが重要です。

なお、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」においては、

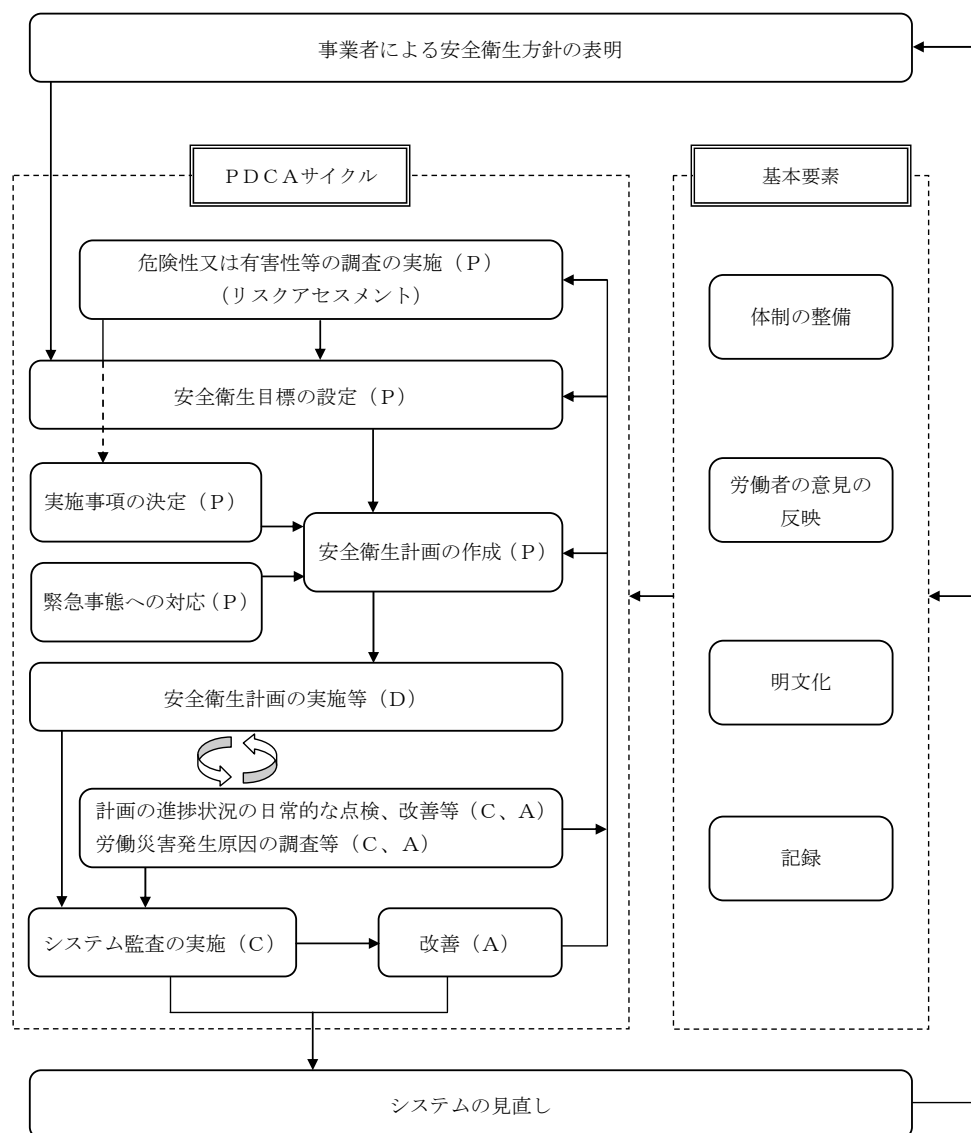
- ・安全衛生方針
- ・システム各級管理者の役割、責任及び権限
- ・安全衛生目標
- ・安全衛生計画
- ・各種手順（危険性又は有害性等を調査する手順等）

について、明文化することが定められています。

6. 労働安全衛生マネジメントシステムへの移行ポイント

OSHMSの構築に際しては、事業場の現状を考慮してこれまで取り組んできた安全衛生活動を基礎とすることが重要です。法令に基づく安全衛生管理を基本とし、日常の個別活動（安全衛生パトロール、危険予知活動、ヒヤリ・ハット報告、各種安全衛生教育など）をOSHMSの観点から見直します。OSHMS構築のため、各種活動を新たに立ち上げるのではなく、現状の活動を有効に活用し、OSHMSへ移行させることがポイントです。「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」等に基づき、不足事項を補っていくことが重要であり、OSHMSへの移行は、次のような手順で行います。また、図表5に同指針におけるOSHMSの全体像を示します。

- ①事業者によるOSHMSの導入宣言
- ②導入のための体制整備、人材の育成
- ③リスクアセスメントの実施
- ④安全衛生目標の設定、安全衛生計画の作成
- ⑤安全衛生計画の実施
- ⑥システム監査の実施



図表5 OSHMSの全体像

7. おわりに

労働災害発生件数は長期的に減少傾向となっていますが、平成 22 年の労働災害による死亡者数および休業 4 日以上之死傷者数は 11 年ぶりに増加に転じています。厚生労働省から発表された「平成 22 年労働安全衛生基本調査」結果によると、OSHMSを導入している事業所は約 7%にとどまっており、労働者数が 1,000 人以上の事業所においても、OSHMSの導入割合は決して高くありません。

労働災害発生件数のさらなる減少を図るために、従来からの安全衛生管理活動（安全衛生パトロール、危険予知活動、ヒヤリ・ハット報告など）を有効に活かし、これらを統合したOSHMSの導入が急がれています。

以 上

コンサルティング第三部 災害リスクグループ
主任コンサルタント 飛世 浩貴
(労働安全コンサルタント)

参考文献

- 1) 厚生労働省：「平成 22 年労働安全衛生基本調査結果」
- 2) 厚生労働省：「平成 16 年大規模製造業事業場における安全管理に係る自主点検結果」
- 3) 厚生労働省：「平成 18 年労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」
- 4) 厚生労働省：「平成 18 年危険性又は有害性等の調査等に関する指針」
- 5) 中央労働災害防止協会：「安全の指標」

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。
災害や事故の防止を目的にしたサーベイや各種コンサルティングを実施しています。弊社コンサルティングに関するお問合せは下記の弊社連絡先、または、あいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

株式会社インターリスク総研 コンサルティング第三部 災害リスクグループ
千代田区神田駿河台 4-2-5 TEL:03-5296-8917/FAX:03-5296-8942

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業の災害防止活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright 株式会社インターリスク総研 2012